

水道局職場改善提案に関する要綱

(制 定 平成 18 年 8 月 21 日局長決)

(最近改正 令和 6 年 3 月 29 日研修・厚生担当課長決)

水道局職場改善提案に関する要綱を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この要綱は、水道局職場改善提案（以下「かいぜん提案」という。）に関し必要な事項を定める。

(かいぜん提案活動の名称)

第2条 かいぜん提案に関する本要綱に基づく活動を「かいぜん Water」と称する。

(かいぜん提案の募集)

第3条 広く職員から、水道局事業の業務運営を改善するための創意工夫や、企画立案を内容とするもので、実現性かつ実効性があり、次の要件を備えるかいぜん提案を募集する。ただし、抽象的・批判的なものは対象外とする。

(1) お客様サービスの向上に役立つもの

(2) 業務能率の向上に資するもの

(3) 事業経費の節減を図るもの

(4) その他、業務改善による効果が認められるもの

2 職員は、個人又はグループで応募できるものとし、かいぜん提案の内容は未実施、実施予定、実施済みのいずれも可能とする。

3 かいぜん提案の対象とする業務は、原則として提案者の所属（課、センター、場及び所をいう。以下同じ。）の業務とするが、提案者の所属外の業務に関する提案であっても、応募することができる。

(かいぜん提案の受付)

第4条 かいぜん提案は、かいぜん Water の事務局において、年間を通して随時受け付ける。なお、事務局は、職員課（研修・厚生担当）が担当する。

(かいぜん Water フォーラムの開催)

第5条 特に優秀なかいぜん提案を発表及び表彰する機会として、「かいぜん Water フォーラム」を、原則として年1回開催する。

2 かいぜんフォーラムで発表及び表彰するかいぜん提案は、かいぜんフォーラム開催年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までに受け付けた提案の中から、次条の審査により決定する。

(かいぜん提案の審査)

第6条 事務局が受け付けたかいぜん提案について、提案者の所属の課長（担当課長、所長及び場長を含む。以下同じ。）は、別表1の審査基準に基づく第一次審査を行う。なお、提案者の所属外の業務に関する提案の第一次審査は、提案者の所属の課長が、当該業務を担当する課長の意見を聞いたうえで行う。

2 前項の第一次審査によりA及びBに区分されたかいぜん提案について、別表2の委員で構成する第二次審査会が審査を行い、かいぜん Water フォーラムで発表する提案を決定する。

3 かいぜん Water フォーラムで発表された提案について、別表3の委員で構成する表彰審査会が別表4の採点基準及び別表5の審査基準に基づき審査を行い、別表6の表彰区分の各賞に該当する提案を決定する。

(かいぜん提案の表彰)

第7条 局長は、前条第3項の決定に基づき各賞を表彰する。なお、各賞に副賞を添えることができる。

(はなまる活動表彰制度への推薦)

第8条 表彰審査会は、第6条第3項の審査時に、本市のはなまる活動表彰制度に水道局として推薦する提案を選定する。

(職員表彰との調整)

第9条 この要綱で表彰を受けた職員は、同一の事由では職員表彰の対象とならないものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定める事項のほか、かいぜん提案に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

本要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年10月13日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

第一次審査の審査基準（要綱第 6 条第 1 項関係）

区分	評価基準	備考
A	局事業運営に効果を付加すると認められる、また期待がされるもの	第二次審査に推薦
B	職場の業務改善や活動の推進に有効に活用されるもの	第二次審査に推薦
C	さらに企画立案を凝らし考察を続けることで、より良い改善が図られるもの	—

(別表 2)

第二次審査会の委員（要綱第 6 条第 2 項関係）

区分	第二次審査会
委員	総務部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、総務課長、企画課長、DX 推進課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、北部方面営業担当課長、計画課長、配水課長、給水課長、東部水道センター所長、柴島浄水場長、水質管理研究センター所長

(別表3)

表彰審査会の委員（要綱第6条第3項関係）

区分	表彰審査会
委員	局長、理事、総務部長、工務部長、企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、総務課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、北部方面営業担当課長、計画課長、東部水道センター所長、柴島浄水場長

(別表4)

表彰審査会の採点基準（要綱第6条第3項関係）

採点基準		
審査項目ごとに着眼点例 を参考に審査する。 基準点を3点として5段階で評価する。	優れている	5点
	やや優れている	4点
	普通（基準点）	3点
	やや劣る	2点
	劣る	1点

(別表5)

表彰審査会の審査基準（要綱第6条第3項関係）

審査項目	着眼点例
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減、作業の効率化に繋がっているか ・安全性の向上が図られているか ・環境面に配慮しているか
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に成果が得られるか ・今後の継続性や他所属等への展開が期待できるか ・成果が標準化され、定着するか
発想力	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの慣行にとらわれない発想であるか ・従来のやり方や考え方には縛られることなく、柔軟に対応しているか ・様々な工夫、応用があるか
志向性	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの立場で物事を考えているか ・改善意欲・意識の醸成に繋がったか ・職場環境の士気が向上したか
分析・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・取組む必要性、背景について明確に分析しているか ・目的に適した合理的な根拠があるか
プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力のある資料作成ができているか ・明快な説明及び質疑の受け答えができるか ・提案者の意力、熱意、真摯さが伝わってくるか

(別表6)

かいぜん Water フォーラムの表彰区分（要綱第6条第3項関係）

区分	評価基準
金賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、特に優れないと認められるもの
銀賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、優れないと認められるもの
銅賞	水道事業に効果を付加するものとして、特に期待されるもの
奨励賞	有効に活用される提案として、二次審査に推薦されたもの